

第1回総合教育会議

議事録

平成29年8月24日開催

湯沢市

第1回湯沢市総合教育会議 議事録

日 時：平成29年8月24日（木）

午後1時30分～午後2時55分

場 所：本庁舎4階 会議室41

<開 会>

総務課長： 本日はご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から平成29年度湯沢市総合教育会議を開催いたします。はじめに、市長から挨拶をいただきます。

市 長： 本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

湯沢市総合教育会議ということで、私もいろいろ勉強しながらで、恐縮でございますが、「教育行政の組織及び運営に関する法律」の中で、市長と教育委員会が相互の連携を図りながら、市の教育の推進に資するというので、湯沢市総合教育会議を設置し、教育の基本を定め、皆様の御協力を得ながら進めていくというものでございます。

湯沢市の教育のあるべき、姿を共有しながら、十分な意思疎通を図って教育行政を進めて行かなければならないということでございますので、よろしく願いを申し上げます。

前回の大綱であります。市長選挙を踏まえ、期間を2年間としておりましたが、今回の大綱については、今年度から平成32年度までの4年間といたしまして、新たに、「未来を託す子どもたちと若い世代を育み、古き良き歴史とふるさとに住み続けることに誇りをもち、思いやりのあるたくましい人づくりを目指す」ということを基本理念に掲げまして、学校教育、生涯学習等について、それぞれ基本方針を掲げているところであります。

今日は、委員の皆様から大綱に関する率直な御意見などを御審議いただきまして、決定してまいりたいと思っておりますので、どうか、ひとつよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶にさせてい

たきます。よろしく申し上げます。

総務課長： 続きまして、教育長からお願いいたします。

教育長： 市長には、総合教育会議を招集していただきまして、ありがとうございます。
ございます。

これまで、平成27年度と平成28年度の2年間、湯沢市の教育大綱のもとに教育行政を進めてまいりました。前回の教育大綱を基に、現在、教育委員会として進めている推進計画、あるいは中期計画等がございまして、平成28年度から平成32年度の5年間の推進計画、あるいは中期計画となっております。

市の第2次総合振興計画が策定されまして、その中の基本計画がちょうど5年間ですので、この計画も取り入れながら、大綱を作っていただければと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

総務課長： それでは、次第に沿って進めていきたいと思いますが、以下の進行につきましては、この会議の招集者である市長にお願いするということよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、以下の進行につきましては、市長にお願いいたします。

市長： はい、それでは、進行役を務めますので、よろしく申し上げます。

案件の(1)ですけれども、教育行政の大綱(案)について、教育部教育総務課から説明をお願いいたします。

教育総務課長： はい、私の方から大綱の案について御説明申し上げたいと思います。

先ほど市長が話したとおり、大綱の期間としましては、平成29年度から平成32年度までの4年間というふうに考えております。

基本理念につきましては、先ほど市長から申し上げたとおりでございます。以下、基本方針でございますが、4項目となっております。前回と比較いたしまして、まず、変わっているところを申し上げます。

前回、「学校教育」と「教育環境」につきましては、別の項目立てをしていたところ였습니다。ですが、まず、大規模な学校の改修事業、それから給食センターの工事が完成に至ったということで、「学校教育と教育環境の充実」というものを一項目に取りまとめたというところがございます。

それから、「生涯学習の推進」という中の歴史文化につきましても、包括したものととしておりましたけれども、今回、新たに「生涯学習の推進」と離しまして、「歴史文化の保護・継承・活用」という一項目を設けたというところが、まず大きな違いとなっております。

それぞれの基本方針について概要を説明申し上げます。

まず、「学校教育と教育環境の充実」でございます。

この趣旨といたしましては、記載のとおり、『ふるさとの「もの・ひと・こと」を生かした創意工夫に満ちた特色ある教育を推進します』というところでございます。この趣旨はふるさと教育・キャリア教育の充実の手段として地域内の「もの・ひと・こと」を充実するという観点から、このような狙いを持ったというところでございます。

中身について申し上げますと、まず一つ目には、ふるさとに関心を持ち、ふるさとに生きることの誇りを育みたいというところがございます。

それから二つ目といたしまして、命について、自分ばかりでなく、他人について、自他を尊重することと、高い志をもって心豊かにたくましく生きる子供を育てるという趣旨の内容でございます。

それから、児童生徒一人ひとりの目的意識、あるいは、子供主体の学習ということ踏まえて、更に、その確かな学力という意味では、判断力・表現力等を育みたいということで、一人ひとりの児童生徒を生かし、確かな学力を育みますという内容としております。

それから、四つ目といたしまして、地域全体で丁寧な検討を重ね、将来を見据えた望ましい学習環境の整備に努めます。としたいと思っております。

それから、五つ目としまして、社会全体で子供たちの活動を支援する、地域とともにある学校づくりを進める。という趣旨の文言を付け加えます。

それから、六つ目と七つ目に、アンダーラインをしておりますけれども、子育て支援という観点から、福祉サイドの考えを入れました。

六つ目としまして、幼保の教育、保育の充実とともに、昨今、課題となっております

ます、小学校への円滑な接続ということにつきましても、重点的に行っていて、福祉でこの項目を設けております。

七つ目、最後ですけれども、安全・安心な教育環境の整備とともに、放課後児童健全育成施設、具体的には放課後児童クラブでございますけれども、こちらのほうにも力を注ぎたいという意味で記載しております。

それから、「生涯学習の推進」についてでございます。

これも考え方としては前回同様になり、『生涯にわたり主体的に学ぶことができる多様な学習機会の確保・充実を図ります』ということでございます。

内容といたしましては、一つ目に、教育資源これを効果的に活用して、いつでもどこでも学べる環境を作るということでございます。

二つ目としまして、地域の資源・人材、これらを有効に活用しながら、質の高い学習機会の提供を進めたい。ということでございます。

三つ目としまして、社会教育施設などの計画的な改善・整備を図りながら、学びの場を提供するというのと、四つ目としまして、地域が連携して子供の読書活動の普及推進に、更に力を注ぐということでございます。

それから、その次の「スポーツの振興」でございます。

「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指します」ということで、こちら前回同様の狙いとなっております。内容的には、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる、いわゆる生涯スポーツ社会を目指したいということでございます。

それから二つ目としまして、スポーツ施設の計画的な改修・整備を行いながら、安全快適な環境づくりをしたいということでございます。

三つ目としまして、スポーツを活用しながらの地域づくり、これらについても取り組んで行きたいということで、その文言を記しているところであります。

それから、次の先ほど申し上げた一つ別にした項目の、「歴史文化の保護・継承・活用」ということでございます。「郷土の歴史や文化への愛情と誇りを育み、地域の活性化につなぎます」という考え方を持ってございます。

内容といたしましては、一つ目としまして、郷土愛を育み、歴史や文化を次世代に引き継ぐということでございます。

それから二つ目としまして、文化財の保護・活用。それらを通して郷土の歴史に親しむ環境づくりを進めること。

三つ目としまして、伝統行事を大切にし、積極的に参加し、次世代へ継承するよ
うな体制を作りたいということでございます。

四つ目としまして、「音楽のまちゆざわ」これを更に推進し、音楽があふれる明
るいまちづくりを進めたいということでございます。

それから最後に芸術鑑賞の機会。これらを作りまして、芸術文化活動の支援を進
めていきたいというような内容でございます。

非常に^{まっぼく}雑駁な説明で申し訳ありません。御審議をお願い申し上げます。以上で
す。

市 長： はい、今、説明が終わりましたけれども、御審議お願いしたいと思
います。御質問等ございましたらお願いします。

後藤委員： 教育理念のところなんですけれども、前回の^ま大綱と今回の^ま大綱と比
較しますと、最後の方の「たくましい人づくりを目指します」だけは同じなんで
すけれども、ほかは、ほとんど文言が変わっているわけで、市長さんの思いがある
と思うんですね。で、もうちょっと理念のところの部分を詳しく知りたいなとい
う気持ちです。

特に、「ふるさとに住み続けることに誇りをもち」のところをちょっと、かな
り、強制的かあ・・・自由から離れるのかなと思ったりもして。私の主観ですの
で、市長さんの思いがあると思いますので、その辺、もう少しお話しいただけ
ばなと思います。

市 長： はい、「未来を託す子どもたちと若い世代を育み、古き良き歴史と
ふるさとに住み続けることに誇りをもち、思いやりのあるたくましい人づくりを
目指します」ということで、前の基本理念より文字がかなり少なくなったのかな
と思います。

湯沢市にはですね、ここならではの古き良き歴史があります。そして、伝統文
化とか、長年、営まれてきた歴史の中で、子供たちが生まれて、そして、地元の
学校で、教育を受けて学ぶわけですけれども、そうした地域の歴史っていうのは
案外、頭に入っていないと言えば、語弊がありますけれども、取り入れられていな
いというきらいがありましてですね、私の感じですけども。

それから学校の中でも、例えば、その地域の歴史とか、その文化については、学校とその地域のその辺のところ、うまく取り入れられていないきらいがあって、大きくなっても地元の故郷の歴史を知らないまま大人になっていく。そういう子供たちも見受けられたのではないかなというふうに思っています。

ですから、少子化だ、高齢化だと言われている訳でございますけども、そういう中でも、やっぱりここに生まれて、この学校で育った子供たちは大きくなっても、地元の歴史とかその故郷の文化に誇りを持てると。そういう大人になって行けば、必ずですね、どこに行っても、自分の育ったところ、勉強したところが、いつまでも心から消えなくて、ふるさとに対する愛着を持ち続けていくのではないかなというふうに思っておりましたので。

その表現をですね、やっぱり、「ふるさとの良き歴史とふるさとに住み続けることに誇りをもち」と、必ずそこに住まなければいけないということではなくて、ふるさとに誇りを持ってですね。たくましい人づくりを目指したいというのが、私の理念に盛り込んだ思いでありますけども、少々、舌足らずであろうかと思えますけど。

大きくなって「自分の生まれたところ、どういうところよ。」って言えば、「つまらないところだ。」「何もないところだ。」そういうふうに言う大人になるか、それとも、「人口も少なく、田舎なんだけれども、すごい歴史あるんだよ。」というふうに、人に語れるような、そういう大人になって行くのかというふうなものがあるかと思えますけど、やっぱり、生まれたところに誇りを持てるような、そういう地域と学校と一体となった教育が必要でないかなと。いうふうなことを、ここに盛り込みたかったわけでございます。

教育長：私の方からいいですか。市長から事前に大綱の基本理念をいただきまして、市長の思いを、どういうふうに、くみ取っていくかということ、実際、今日、市長から直接お話を伺う機会があるということで、教育委員会の事務局では、事務局なりに、こういう思いでないかとか、ここはどうなんだろうとかというところを話し合ってきました。今、後藤委員からも、市長に対して思いを確認したいということでしたが・・・。「住み続けることに誇りをもち」というところ。

それで、今、市長の方から「何が何でも住み続けなければダメだ。」と言うこと

ではないという説明がございましたけれども、身も心もじゃなくて、心が故郷にあるという形ということも言えるのかな。ということで、ちょっと、「住み続けること」の、その後、どうなのかなっていう人もいるのかなと、言うようなことが、ちょっと、いろいろな話の中で出たところです。正直なところ。教育委員会事務局として。これは、市長の話を書かないとわからないよということで。今日、たまたま後藤委員からそう言った話が出たのですけれども。それで、どうのこうのという訳ではないのですけれども・・・。

私、市長がここに文言として表したことが分かります。古き良き歴史と、ふるさとに、まず、誇りを持ってもらいたいと。どこにしようと、一生、生涯に渡って、古き良き歴史とふるさとに誇りを持ってもらいたいんだと。ここにしようと、他県にいて仕事しよう、ふるさと応援大使がいるくらいだから、生涯に渡って、故郷は語れる誇りは持ってもらいたいと。こういう歴史・文化もあるんだから。そういう思いだろうなということは感じました。以上です。

市長： いろいろ御意見を聞かせていただきたいと思います。

佐藤委員： 内容ではないのですが、前は、まず2年間の大綱ということでしたけども、今回、4年間になったってということは、これは、市長の意向なのか。それとも制度的なものなのか。その辺どちらなのでしょう。

教育総務課長： 大綱そのものの期間に定めはございません。法律上、自治体の長が定めるということになりますので、市長の任期に合わせて、その期間を前提としております。前回、市長が変わられる可能性があるということで、任期の2年間、今回4年間ということ考えているところでございます。特に法律上定めがあるものではありません。

佐藤委員： はい、わかりました。

市長： どうでしょうか。「住み続けることに誇りをもち」と言えば、何かこう、狭くなりますか。「住まねば、いけない」というプレッシャーをかけることになりますか。どうですか。

後藤委員： はい、とらえ方だと思うんですけども、すごく縛りがあってというか、政策を進めて行く上でも大変でないかな。もっとちょっとファジーにした方が、もしかして、いいのかなと思ったりしてでした。

私自身、これ読んだときに「故郷を愛する心を醸成し・・・」というふうに・・・の方がいいかなと。まず、住み続けることの「こと」がすごく気になったものですから、質問させていただきましたけれども。

市長： 「住み続ける」ですからね。「住むこと」よりもきついですね。「住み続ける」となれば・・・。

佐藤委員： 私も、同じような印象を受けました。どうしても、住み続けなければいけないじゃないか。というそんな縛りにとられる感じに受けますので、何かもう少しいい表現があるような気がします。

市長： 私は、人口減少を一人でも食い止めたいと思って、とにかく「残れ」「残れ」と・・・。働くところもあるよと、なければ作りますよ。と言うような、いろいろ、たくさんの施策があるわけでございまして。

若い人がやっぱり残ってもらわないことには、湯沢市が続いて行かないと。理念にあまり、そういう、あからさまな表現を盛り込むというのは、確かに、今、言われますと、どうなのかなと思いますけども。その辺は検討の余地があるのかなと。今、思っていますけど。

市長： 阿部さんいかがですか。

阿部委員： はい、前の大綱が全然わからなくて、初めて今回の大綱を目にしたわけですけども、そもそも、これはターゲットがどこにあるのかっていうのが、つかめないというか、全体を見ましたけれども、子供と学校という所が強いのか、あるいは、生涯学習関係が強いのか、その辺が非常に分かりにくくて。基本理念を読んだら、子供たちと若い世代というところに限定されている。この区別というか判別のところが、どのように教育大綱として、全体を見るのか、それと

もここに理念にあるように子供たちと若い世代のみを見た大綱なのか、そこら辺がちょっと私には、わからなかったというのが、この案を見せていただいた感想でした。

教育総務課長： 若干説明してよろしければ・・・よろしいですか。

市長： はい。

教育総務課長： 教育大綱を定める理由でございますが、ここに一番最初に書いておりますけども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるものでございます。その条文に、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」というものでございます。

教育基本法の第17条の第1項に、「政府は教育の振興に関する基本的な方針及び基本的な計画を定める」というものがございます。

これによりまして、国の方では、「第2期教育振興基本計画」、これは、平成25年度から29年度でございますけども、計画があり、それから、それに基づきまして、県の方でも「第2期秋田の教育振興に関する基本計画」というものを定めてございます。これが、平成27年度から31年度までの計画期間というものでございます。

これらを踏まえて、大綱を作成するというものですけれども、前段に申し上げたとおりにいわゆる総合的な教育に関する施策という観点から学校教育にこだわらず、生涯学習、それからスポーツその他、まさに文字どおり総合的なものでございますので、個別のものではなくて、いわゆる基本的な考え方というようなものを作成すると、その方針だというふうにご理解いただければ、よろしいかと思えます。以上です。

市長： 生涯学習も含めて、全体的な総合教育大綱というふうなことで、いろいろ表現の仕方もあるかと思いますが、前例に倣って、その文章を一本にまとめて、結果、全部網羅した格好にはなりません、力点を置くところを理念として、まず、掲げるという意味で、このように考えたわけです。まず、子供たちと、

若い世代と、ここに照準を当てて、文言を文案したということであります。

今までですと、行政が教育理念というふうなことではなかったと思います。今、法律が変わって教育委員会も行政のトップも一体になって、「教育」を考えていきなさいということになったわけですから、それでこのような、理念を掲げてあたるということになったわけです。なかなか、まだ日が浅く、いろいろな面から御審議をしていただきたい。基本理念ですから。いろいろ、意見を出してもらえればありがたいと思います。

前回もみんなで話し合っただけですよね。

教 育 長： 今までの大綱の基本理念や基本方針は、こういう形で決めてきました。

それで、基本理念について、今までの大綱では、特定の子供とか若い世代というのは、まず、ここに、活字としては出てこなかったですね。

また、基本理念がこういう文言になってきたのは、市長の思いからで、子供たち若い世代を特にという形、それから住み続ける、そういう目標の基にあるということで、そのところは、また、それぞれの思いと言いますか、訴えたいところがあると思いますので。

教育委員会事務局としても、やはり基本理念に、どういう意図、どういう願いが入っているのか、特に「子供たちと若い世代を育み」というところなど、どういう思いで市長がこの理念を掲げているのかということをお互いに確認しながら、今日の会議に臨んでいるところであります。

ですから、委員の皆さんは、今、初めて資料に目を通し、市長に直に伺っている状況でございます。

市 長： まず、第2次湯沢市総合振興計画が策定されまして、これにより、これからのまちづくりを行っていくわけですが、まず、一番の課題になっているのは人口減少です。それから若者の定着です。これは単なる経済的な対策でなくて、教育の分野から歴史に誇りを持ち、そして、いろいろな地域に持って生まれた地域の文化に触れながらですね、やっぱり故郷に誇りを持つ子供たちが育ってくれればよいなど。

そして、若い世代も同じように、この湯沢市に残って、将来を担って行けるよう

なそんな湯沢市でないと・・・。

消滅可能性都市だというふうなことで、木で鼻をくくったようなことまで言われる始末でありますけれども、県内では、大潟村を除いて、全部消滅可能性都市だと。そういうことはありえないですよ。

でも、やっぱり、子供たちはふるさとに誇りを持って、若い世代がやっぱり地元の市町村を担っていけるようなそういう気概を育てていかないと。将来が危うくなるという危機感を持っています。

ですから、総合振興計画の中には、さまざま施策がありますがけれども、やっぱり基本となるのは教育。人づくりだと思っております。未来を託すのは子供たち、若い世代だというふうに思ったので、そこを、「いの一番」にしたということです。

そして、まず、「ここに残っても良いことがない。」と言われてれば、これは、本当に湯沢の悪いところで、内外で活躍している立派な方々がたくさんおりましたですね。すごく称賛に値するわけですがけれども、やっぱり故郷に住み続けて、そして、農業をやったりいろいろ商売をやったり、勤めたりという、そういう人がたに誇りを持って、湯沢市民として、これからもあり続けていただきたい。それから子供たちも、そういう住み続ける親の姿とか、学校教育を受けながら、ふるさとに誇りを持ってもらいたいという思いが、あまりにも強く出たものですから、このような文言になったと思います。

「住み続けることに誇りをもち」というところで、プレッシャーがかかるとすれば、表現も少し変えた方が良いのかなと思います。

教 育 長： ここで、この基本理念を決定するわけではありません。この場で、協議して、後は、市長が今日の意見等を参考にされまして、最終的に決まる。そういうことになりますので。基本理念は市長が決められます。

市 長： ほかに、忌憚きたんのない意見をいただければ、ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。芳賀委員どうですか。

芳賀委員： 今、市長の思いを、お話しただいてわかりました。

湯沢市として存続し続けるために、市長はやはり子供たちと若い世代というところに、重要な力を注ぐ、あるいは施策を行うことが必要だということでもあります、

今、いろいろ意見が出ている「住み続ける」というところで、やはり、よそに出ていく人が結構多いわけですがけれども、その人たちのことに触れていない、ということに、引っかかるというのが委員の意見だと思います。今、私の方から、このようにということではありませんけれども、委員の意見をお考えいただければなというふうに思います。

市長： はい、他にありませんか。

そうしますと、今、頂いた御意見を十分参考にさせていただきまして、文言・表現を少し検討して、差しさわりのない、あまりにも露骨な表現でないように変えてお示ししたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

芳賀委員： よろしいと思います。（他の委員も頷く）

市長： そうですか。はい、ありがとうございます。

ただ今、御意見いただいた点を考慮して、文章上、表現を変えて、文案を作りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。いろいろ御意見いただき、ありがとうございました。

協議事項は、これでいいですかね。その他何か。

総務課長： 市長、すみません、よろしいでしょうか。

市長： はい。

総務課長： 今、基本理念を中心に議論いただきましたが、基本方針についても、原案どおりでよろしいか、確認をお願いします。

市長： 基本理念につきましては、ただ今申し上げましたような形で文案の表現を変えて、また、お示ししたいということでございます。

基本方針ですが、四つありますが、今回、最後に「歴史文化の保護・継承・活用」が加わりましたが、これらにつきましてはいかがでしょうか。

阿部委員： はい。

市長： はい。どうぞ。

阿部委員： 「学校教育と教育環境の充実」のところについて、若干お伺いしたいと思います。

先ほど、事務局の説明で、環境整備と教育を合体したというふうに聞いたような気がしたのですが、そういう気持ちでお聞きたいと思います。

教育環境で統合給食センター建設工事が終わったからということで、合体するのだとすれば、私は、まだまだ、教育環境の整備が行き届いていないというふうに感じている一人としては、非常にここを合体させるのは、さびしいなという気がします。

この時だからこそ、今までやれなかったこと、やらなかったことがたくさんあるはずでございますし、確か、西小の改築の頃、東小の改築の頃、市長さん大変がんばってこられて、一生懸命、環境整備をされたという記憶がございます。今ある学校でも、整わない部分が非常に多くあるはずですよ。そういったものをいち早く取り上げて、予算化していただいて、そして、市内の学校の教育環境がすべて一緒になった時に初めてこの項目が合体してもいいのであって、今から合体するのは、いかがなものかなという感じを受けました。

市長： はい、その辺のところはどうですか。

教育総務課長： はい、お答えいたします。

まず、前回の大綱の中には、「教育環境の整備」ということで、「安全・安心で良質な教育環境の整備を図ります」ということになっておりました。

内容的には、緊急度や優先度の高いものから率先して取り組むことと、安全な教育環境をつくるということでございます。それから、統合した給食センターを建設しますと。それから、あくまでも施設だけでなく、その学習環境の整備という、例えば、地域の方との連携しながらということと、それから、地域とともに学校づくりに努めますというような内容でございました。

阿部委員、御指摘のとおり、現在の状況が、学校環境として十分であるという

認識は我々も当然ないわけですが、とりあえず、今回の項目として「学校教育」と「教育環境」を別個にするというよりは、広く、教育環境という観点で、まとめた方がよろしいのではないかとこのところ、一項目のところで「学校教育と教育環境の充実」といたしました。

最後のところに「安心・安全な教育環境の整備とともに・・・」という言葉で付け加えておきまして、当然、不十分なところ、あるいは、危険度に応じた優先的な整備は、当然、図られるものですが、大綱の中に記す項目としては、ここの中にすべてを集約するというような考え方を持ったというところがございます。以上です。

市長： はい、いかがでしょうか。

阿部委員： こういう法律が改正されまして、行政の方と教育関係の方と一体となってやるということなんですけれども、実際は、やはり教育行政の方の事務局が主導してやっていくわけです。

それで、予算の方になってきますと、従来どおり、やはり行政が主導してやっていくというスタイルは変わらないわけですので、ここで積極的に大綱の中に「環境の充実」というものをうたっておかないと、予算をつける方もつけにくいでしょうし、予算を獲得する方も大綱では、学校教育と一緒にしまった。姿も小さくなってしまったという受けとられ方、受け止め方というのは非常に悲しいことなので、一人の教育委員としての思いとしては、やはり、きちんとここに残していただいて、そして、これまで以上の予算を、市長に思い切っつけてつけていただいて、環境整備は市内の学校どこも変わらないというような姿にしてほしいなというのが思いです。

一つ例をあげますと、体育館に暖房をつけると笑われた時代が、我々のころにはありました。汗を流すところに暖房はいらないというふうなことで笑われた時代でした。

それから、どうしてもこう天候が不順になってきますと、冷房も必要だ。教室も職員室も。先生方の労働の環境も大変でしょうし、そういったものの整備のことを、もろもろ考えますと、やはり、まだまだ、やることはたくさんあるんじゃないかなというふうに思います。そういった小さいものの積み重ねでもいいので、ここに「教育環境の充実」というものを一つ項目立てていただいて、これまで以

上に大きな字で、ここに書いていただければいいじゃないかというふうな考え方です。

教育長： はい。

今、阿部委員がおっしゃられた、その「学校教育と教育環境の充実」ですが、前回は「教育環境の整備」として、「安全・安心で良質な教育環境の整備を図ります」とあったわけですが、「緊急度や優先度の高いものの維持補修に率先して取り組む・・・」ということは、当たり前なことだ。ということで、今回、この文言は除いております。

それと、統合学校給食センターは、大きな建設事業整備で、今年度から稼働しています。そうすると、「学校教育と教育環境の充実」これはどっちが、「主」でどっちが「従」だとかと言うことでなくて、これを一つにまとめたただけであって。「教育環境」は、「整備」から「充実」していくという文言に変えております。「整備」から「充実」です。

少しずつやってきているわけですが、更に足りないところをもっともっと満たしていかなければだめだという思いは、方針の中に入っています。「教育環境」が「学校教育」の後にきているから、予算はあまりいらないとわれれば、私たちは認めないので、どんどんお願いをしていくつもりではありますけども。事務局として。

教育長： 市長。

市長： はい。

教育長： いいですか。

今、ここの基本方針の「学校教育と教育環境の充実」に関してのところで、阿部委員からお話がありました。今日は、事前に教育委員会を開いて、総合教育会議に向かったわけではありません。まず、この基本理念を受けて、そして委員の方々から御意見いただいて、この後、教育委員会を開いて、基本方針についても、話し合う機会がございます。

市長： まず、今、阿部委員は、ハード面での整備も遅れているところも、必要なところも、まだまだあるということを、言っているのだと思いますが、そこもですね、外せば、うまくないというのであれば、書いても差し支えないと思いますが、いかがですか。

教育総務課長： あくまでも案でございますので、これで決定というものでありません。

市長： まあ、そういう強い御意見もありますから。
ほかにありませんか。

芳賀委員： はい。

市長： どうぞ。

芳賀委員： 「学校教育と教育環境の充実」の5番目にですね、「社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりに努めます。」というのがあります。全国的に今、コミュニティースクールという学校運営委員会ですね。学校、地域の人々とともに進めて行くという考えがありまして、これが、全国的にかなりこう増えていますので、ここの、5番目に挙げているようなことの究極にはコミュニティースクールというのが、今、あるということですね。ぜひこれは、検討を進めていただきたいということです。

それに伴ってですね。7番目の後半に、放課後児童健全育成施設が取り上げられていますけれども、これが、これから充実するということが大事になってくるのではないかなというふうに思います。と言いますのは、放課後のですね、子供の居場所というのが、前と違ってきているんですね。つまり、前は家庭に帰って、その町内なり地域で、子供たちに接する、又は遊ぶということができたんですけども、今は家庭に帰っても、隣近所に子供たちがほとんどいないという状況ですので、やはり、この放課後児童クラブの充実というのがですね、大事になってくるのではないかなと思っております。

それで、これを充実させるには、それなりの財政面の拡充も必要になりますの

で、市長さんには、ぜひ、この点も、健全な子供たちを育成するためにも、非常に放課後の子供たちのあり方が大事だということを認識いただいて、ぜひ、整備を頭に置いていただければありがたいというふうに思います。以上です。

市長： はい、大変重要な御指摘をいただいたと思います。

各小学校に対応した放課後児童クラブは、指導員がいて、そこで、子供たちが読書をしたり、遊んだりというふうな場所で、大変重要であると認識しております。

大分、放課後児童施設も整備はされてきたと思いますけども、まだまだ、そこまで至っていない地域もあろうかと思しますので、その辺については、力を入れて対応する必要があるというふうに思います。

佐藤委員： はい。

市長： はい、どうぞ。

佐藤委員： はい、「歴史文化の保護・継承・活用」というところの4番目に、『「音楽のまちゆざわ」を推進し、音楽があふれる明るいまちづくりを進めます』という項目がありますが、先日、成人式の方に参加させていただきまして、今回、ジャズの生演奏は、私も聴いていてすごく良かったです。そして、成人式に参加した方々からも非常に好評で、良かったという声が結構聞こえてきました。

去年は、私の方の板戸番楽で、伝統の文化の演技でしたが、やはり見てみると、若者にはそういう番楽というよりは、ああいう生演奏とか音楽という形の方が、受けが非常に良かったものですから。まず、今回の参加された方たちの率直な声を聞いてみた感じでは、やはり、こちらの方が非常に好評だったということをお伝えしたいなと思いました。

市長： ありがとうございます。

その前にやった「サマーミュージックフェスティバル」ですね。これもですね、10周年ということで、台湾の小学生の管弦楽団に来ていただいて、地元の小学生と一緒に演奏したり、国際交流にもなってすごく良かったんですけども。

やはり、ほかから来た方々から、「私の地域にもこんなものがあればいいな。」

という感想を言ってくれた人がおりましたし、葉書で「小中学校の吹奏楽のレベルの高さに驚いた。」という感想もいただいております。やはり、子供たちの音楽活動のレベルの高さっていうか、それから、育って行った方々が大人になってからも、このフェスティバルのために湯沢に帰って来るといふ、そういう流れが出来ていまして非常に良かったなというふうに思っています。

これは、今後とも裾野を広げて、ぜひ、「音楽のまちゆざわ」を推進して、明るくて活気のあるまちづくりを進めたいなというふうに思っております。

市役所のホールで月1回、ジャズ、クラシックなど、いろんな分野のコンサートやっております。それも、本当に好評であります。これからは、力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

番楽も、いいと思います。継承活動も地域でかなり、頑張っていらっしゃると思います。

そのほかにないですか。どうぞ、いろいろ御意見を出していただければ。

「生涯学習の推進」、「スポーツの振興」は、前と同じ内容ですね。

教 育 長： ここは変わっていません。継続中といたしますか。

芳賀委員： はい、それでは。

市 長： どうぞ。

芳賀委員： 先日、新聞で秋田市と湯沢市がコンパクトシティに向かうというような記事が出ましたけれども、これからの人口減を考えれば、痛みも伴いますけど、そういう方向がよろしいのではないかなと思います。

教育委員会の施設等につきましては、大分、いろいろ厳しい意見もありましたけど、統廃合しまして大分施設を減らしてきております。そうしますと、問題は生涯学習をいつでもどこでも学べるわけには、なかなかいかなくなるわけですね。大分、ちょっと遠くまで出かけないとできないというものもでてくるかと思っております。そういうところにも十分配慮しながらですね、輸送方法とかですね、考えながらやって行く必要があると思っております。

この生涯学習の中で、特に湯沢市が力を入れて成果を挙げているのが、ジオ

パーク活動でありますけども、随分、今、発展していると思います。他のジオパーク指定地よりも大分進んでいるのではないかなと思っております。ぜひ、これをですね、産業や文化の面でも十分取り入れながら、ジオパークを確認しながら、市の発展に繋げて行ってもらいたいというふうに思います。

それから、4市町村合併によっていろいろ必要なことも出てきておりますが、湯沢市文化財の図録がですね、先般、発刊されまして。これ大変、湯沢市全体を網羅するというんで、いい試みであったと思います。

それに続いてですね、やはり、湯沢市全体の歴史を、一堂に会する場と言いますかね。歴史資料館という大体そういう方向になるかと思っておりますけど。そういうものの検討も必要であるかと思っております。

今、コンパクトシティという方向であるという話ですので、いわゆる街中ですね。あまりに大々的でなくてもいいですけども、皆瀬のことも、雄勝のことも、稲川のことも、みんな分かるそういう場所と言うものも必要かなと思っております。

それから、もう一つ大きな課題としてですね、湯沢市史。歴史の市史ですね。旧湯沢市にはありましたが、やはり4市町村をまとめたものというものは、全然手がつけられていませんので、横手市の例なんか見ますと、これは教育委員会で行うものではなくてですね、市全体の中の一つの編纂室というのを作って、多分10年くらいかかるかと思っておりますけども、そういう大きな事業になると思っておりますけども、そういうのを、そろそろ考えて行かなければいけない時期でないかなと。合併して10年過ぎていますし。そういうふうなことを思います。

また、生涯スポーツということでは、旧市町村それぞれに、今、スポーツクラブというのが出来ました。旧湯沢市が、一番遅かったわけですけども。広報を見ますと、大分、活動を進めてきておりますので、いわゆる、お年寄りまでの生涯スポーツが湯沢市も大分充実してくるのではないかなと思っておりますので、そちらの充実にも十分、目を配っていただければというふうに思います。以上です。

市長： はい、ありがとうございます。

市史編纂につきましては、これからの課題であるというふうにとらえておりました。横手市の例ですと、旧農林事務所だったか、旧横手工業の前の空いた施設を市史編纂室にして、退職者とかいろんな方々が、専門的にそれに当たっているようですね。じっくり取り組んでいるところを、私も見ております。

市史編纂というのは、簡単な作業ではないというふうに思っております。きちりした体制を整えて、取り掛からないと。片手間でできる仕事ではありませんので、じっくり計画を立てる必要があると思っております。

それから、文化財の図録ができて、かなりの貴重な文化財が収められている本であります。

資料館や博物館など、他の市町村では、かなり、あるわけですがけれども、湯沢市にはそういう施設がないということで、何十年も言われてまいりましたし、そろそろ、そういう計画も立てなければならないというふうに思います

今日は、ちょうど、文化財保護委員の湯沢市全体の協議会の委員の皆さんから、要望を受けたところですがけれども、いずれ、そういう文化財保護協議会の皆さんと協働しながら、どういう資料収集、場所、規模などを協議をする機関を作って、向かう必要があるというふうに思っております。まず、今日、話し合いしたばかりでございませぬけれども、この後の計画にですね、それも入れていかなければならないなと思っております。

ジオパーク協議会の皆さんが駅前で見学案内をやっていまして、「湯沢の歴史資料館は、どこにありますか。」と聞かれた際に、「ありません。」というのは、本当に心もとないという感想をたくさんいただいております。そういう、外から来た方々にも、市民の方々にも、湯沢の歴史や文化に触れてもらう。そういう場所が、やっぱり必要だなというふうに思いますので、今後の大きな課題としてとらえてまいりたいと思います。

ジオパークのガイドさんは、ジオパーク認定試験を合格した60人を超える方々がおられ、かなり厚みある活動をしております。

先般、栗原市で東北ジオパークの交流会というものがあまして、私も参加しましたが、湯沢市から、10人を超えるガイドの皆さんが、参加しておりました。東北の中でもリーダー的存在で、多くの参加者から「湯沢の方々にお世話になってます。」というふうなことを言われました。かなり、ジオパークの活動が、内外に波及しているんだという感じを持っています。

10月には、男鹿市で全国の交流会が催されますので、それに私も出席しますが、やはり、昨年、ジオパークの再認定を受けたということで、かなり、中身の整った活動になってきています。

9月は、「一日ジオパーク」ということで、県内外から人が来て、湯沢市のガ

イドが解説するという特別な取組も行うようです。これからも、歴史・文化、それから湯沢市ならではの地域の魅力を、内外に発信して行きたいと思っています。

この基本方針にジオパークを入れようか、入れないか、少し検討もしましたが、今回は、入れませんでした。

まず、郷土の歴史に親しむ環境づくり、それから体制づくり。文化財に関連した課題につきましては、具体の計画なども、これからやって行かなければならないものが出てまいります。

ほかにありませんか。

後藤委員： はい。

市長： どうぞ。

後藤委員： 「スポーツの振興」というところですけども、まず、健康を維持してスポーツあるいは運動することを日常化して進めて行くということは、少子高齢化社会においても本当に大事なことだと思います。

特に、冬季は閉じこもりがちになるわけですけども、この「スポーツの振興」の2番目のところで、「スポーツ施設の計画的な改修と整備により、スポーツを楽しむ安全で快適な環境づくりに努めます。」とありますが、この後、スキー場のヒュッテの改築計画等あるかと思うんですけども、その建物のみならず、付帯施設と言いますか、周辺に例えば歩くスキーのコースであったり、あるいは、夏でもランニングが出来たり、散歩が出来たり、グラウンドゴルフが出来たりするような、夏でも使えるスキー場の構想をぜひ持っていただきたいなというふうに考えます。

これを、かかわっている方々からの意見を聞きながらやると、なかなかまとまらないと思いますが、やはり、事務局だけで進めて出来てしまってから、「ああすれば良かった」、「こうすれば良かった」というふうになるよりは、いろんな意見を聞きながら、ぜひ、進めていただければなというふうに思います。

市長： ほかにありませんか。

そうですね。できるだけ、たくさんのいろんな方々から御意見を聞きながら進めていかなければならないと思います。ありがとうございます。

ほかに、いかがですか。

芳賀委員： はい。

市 長： どうぞ。

芳賀委員： 最初に、市長の方から基本理念、子供たちについて、成長をいろいろ支援したいという強い思いがあるということでありましたので、お忙しいと思いますが、ぜひ、学校で授業を見る機会を作っていただきたい。入学式、卒業式の行事だけでなく、普段の授業でも。大きい学校、小さい学校等、少しの時間でいいので、見ていただければありがたいというふうに思います。

市 長： はい。

貴重な御指摘いただきまして、ありがとうございました。

ほかにありませんか。

大分、時間も経過しましたが、たくさんのいろいろな御意見を伺ったように思います。いただいた御意見を参考にしながら、更に充実したものに仕上げたいと思いますので、どうか、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の御意見等を基に「湯沢市教育大綱」をまとめ上げていくということで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

市 長： では、そのように取扱いをさせていただきます。

そのほか、何かありませんか。

湯沢市教育大綱の策定協議につきましては、これで、閉じたいと思います。ありがとうございました。

総務課長： 長時間に渡り御協議いただきありがとうございました。

本会議につきましては、公開を基本としておりますので、会議録を作成いたしまして、閲覧及び市ホームページで公開することとしておりますので、よろしくお

願いたします。

次回の会議につきましては、今回の大綱を踏まえまして、10月あるいは11月下旬に、第2回総合教育会議を開催したいと思いますので、よろしく願いたします。開催通知等は後日お送りいたします。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回湯沢市総合教育会議を終了いたします。どうも御苦労さまでございました。

市 長： どうも、ありがとうございました。

<閉 会>